

令和5年坂祝町議会
第3回定例会 議案

令和5年9月8日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- 議案第36号 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第37号 令和5年度坂祝町一般会計補正予算（第4号）について
議案第38号 令和5年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第39号 令和5年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第40号 令和5年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第41号 令和5年度坂祝町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第42号 財産の取得について
議案第43号 坂祝町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
議案第44号 坂祝町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
議案第45号 坂祝町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
議案第46号 坂祝町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
議案第47号 坂祝町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
議案第48号 坂祝町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
議案第49号 坂祝町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
議案第50号 坂祝町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
議案第51号 坂祝町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
認定第1号 令和4年度坂祝町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 令和4年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和4年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和4年度坂祝町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
認定第6号 令和4年度坂祝町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
同意第17号 坂祝町副町長の選任につき同意を求めることについて
同意第18号 坂祝町教育委員の任命につき同意を求めることについて

議案第36号

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

令和5年4月28日の新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方公共団体の事務の代行等の対象事務が拡大され、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」に改正されたため、所要の改正をするものです。

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第23号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8</u>に規定する<u>特定新型インフルエンザ等対策の実施</u>のため町に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第23条 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第23号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条</u>に規定する<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施</u>のため町に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第23条 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、</p>

時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> の支給に関し必要な事項は、町の規則で定める。	時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> の支給に関し必要な事項は、町の規則で定める。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

令和5年度坂祝町一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度坂祝町一般会計補正予算（第4号）を提出するものとする。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第38号

令和5年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第39号

令和5年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第40号

令和5年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第41号

令和5年度坂祝町水道事業会計補正予算（第1号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和5年度坂祝町水道事業会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第42号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

記

1. 取得の目的 MCAアドバンス携帯型無線機購入
2. 取得価格 6,930,000円（税込）
3. 取得の相手方 (株)東和電子システム
岐阜県各務原市蘇原新栄町1-26-5

議案第43号

坂祝町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和5年12月31日限り、坂祝町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第 4 4 号

坂祝町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和 5 年 1 2 月 3 1 日限り、坂祝町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 4 5 号

坂祝町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和 5 年 1 2 月 3 1 日限り、坂祝町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第46号

坂祝町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和5年12月31日限り、坂祝町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第 47 号

坂祝町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和 5 年 12 月 31 日限り、坂祝町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第48号

坂祝町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和5年12月31日限り、坂祝町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第49号

坂祝町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和5年12月31日限り、坂祝町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第50号

坂祝町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和5年12月31日限り、坂祝町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第51号

坂祝町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和5年12月31日限り、坂祝町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第1号

令和4年度坂祝町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度坂祝町一般会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第2号

令和4年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第3号

令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第4号

令和4年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第5号

令和4年度坂祝町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、
別紙の令和4年度坂祝町水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金を
処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり令和4年度坂祝
町水道事業会計決算を認定に付します。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

認定第6号

令和4年度坂祝町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、別紙の令和4年度坂祝町下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金を処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり令和4年度坂祝町下水道事業会計決算を認定に付します。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

同意第17号

坂祝町副町長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

記

住 所 加茂郡坂祝町取組

氏 名 よし だ はや ひこ
吉 田 勇 彦

任 期 令和5年10月1日から令和9年9月30日まで

同意第18号

坂祝町教育委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町酒倉

氏 名 かね まつ さとる
兼 松 悟

任 期 令和5年10月1日から令和9年9月30日まで